

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の作況調査・花き調査（以下「本調査」という。）は、花きの栽培農家数、作付（収穫）面積及び出荷量の現状とその動向を調査して、生産対策、需給調整、流通改善対策等に関する基礎資料を作成することを目的としている。

(2) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(3) 調査品目（32品目）

類 別	品 目
切 り 花 類 計	輪ぎく、スプレイぎく、小ぎく、カーネーション、ばら、りんどう、宿根かすみそう、洋ラン類、スターチス、ガーベラ、トルコギキョウ、ゆり、チューリップ、アルストロメリア、その他球根切り花、切り葉、切り枝（以上17品目）
球 根 類 計	ゆり、チューリップ、グラジオラス（以上3品目）
鉢 も の 類 計	シクラメン、プリムラ類、シンビジウム、デンドロビウム、その他の洋ラン類、サボテン及び多肉植物、観葉植物、花木類（以上8品目）
花壇用苗もの類計	パンジー、サルビア、マリーゴールド、ペチュニア（以上4品目）

(4) 調査項目

栽培農家数、作付（収穫）面積及び出荷量

(5) 調査の対象

ア 調査の対象

調査対象品目の集出荷を行っている集出荷団体、集出荷業者及び個人出荷農家等とした。

イ 調査客体の選定

(ア) 集出荷団体及び集出荷業者

花きの年間出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体及び集出荷業者とした。

(イ) 個人出荷農家等

花きの年間出荷金額（集出荷団体又は集出荷業者に直接出荷したものを除く。）が2,000万円以上の個人出荷農家等とした。

ウ 調査の規模

イにより選定した調査客体数は、3,269団体等であった。

(6) 調査期日

平成15年産の収穫・出荷の終期に当たる平成16年2月末日に調査した。

(7) 調査及び取りまとめ方法

集出荷団体等に対する往復郵送調査又は調査員による面接調査及び関係機関等からの情報収集により取りまとめた。

2 調査の約束

(1) 栽培農家

ア 花きを販売に供する目的で栽培・出荷した農家をいう。

イ 栽培農家数を調査するに当たって、学校、試験場等の農家以外の農業事業者が栽培・出荷したものについては、便宜上農家として計上した。

なお、作付（収穫）面積、出荷量についても同様の取り扱いとした。

(2) 施設栽培と露地栽培

ア 施設栽培とは、ガラス室、ビニールハウス等の構造物内で栽培する方法をいい、その中で栽培が生育期間の半分以上のものをいう。

なお、施設栽培としたものは、ガラス室、ビニールハウス等の構造物であって肥培管理のため作業者がその中に入りうる棟高以上のものである。

イ 露地栽培とは、生育期間のほとんどを自然環境下（ビニール、トンネル、フレームでの栽培を含む。）で栽培したものをいう。

(3) 年産区分

原則として暦年によって年産区分をした。ただし、出荷期が2年にまたがるものは、出荷期の初めの月が属する年産に区分した。

なお、切り花類の作型別年産区分は以下のとおりとした。

切り花類の品目別作型区分の出荷期間

品目	作型	主たる出荷期間	品目	作型	主たる出荷期間	
輪 ぎ く	露地	年月 年月 夏ぎく 平. 15. 4~平.15.10	洋 ラ ン 類	施設	年月 年月 平. 15. 1~平.15.12	
		秋ぎく 15.10~ 16. 2			施設	15. 1~ 15.12
	施設	15. 3~ 15. 7		ガ ー ベ ラ	施設	15. 1~ 15.12
ス プ レ イ ぎ く	施設	春夏ぎく 15. 3~ 15. 8	トルコギキョウ	施設	露地	15. 4~ 15.11
		早咲秋ぎく 15. 6~ 15.10			促成	15. 4~ 15. 7
		秋ぎく・寒ぎく 15. 9~ 16. 2			15. 8~ 15. 9	
小 ぎ く	露地	15. 5~ 16. 2	半促成	15. 5~ 15. 7		
	施設	15. 4~ 16. 3		15. 9~ 15.11		
カーネーション	露地	15. 7~ 15.11	ゆ り	露地	15. 6~ 15.11	
	施設	無加温 15. 6~ 15.12 加温 14.10~ 15. 6		施設	半促成 15. 4~ 15. 6 促成 15. 9~ 16. 3	
ば ら	露地	15. 6~ 15.11	チューリップ	露地	15. 3~ 15. 5	
	施設	15. 1~ 15.12		施設	無加温 15. 2~ 15. 3 加温 15.11~ 16. 1	
りんどう	露地	15. 7~ 15.11	アルストロメリア	露地	15. 8~ 15.10	
	施設	15. 5~ 15. 7		施設	14.11~ 15. 6	
宿根かすみそう	施設	15. 1~ 15.12				

(4) 作付面積

販売を目的として、花き栽培のために利用していた耕地をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培していたもの及び公園などで観賞用に植え付けられていたものの面積は除いた。

なお、施設栽培における作付面積とは、花きの栽培に直接必要な通路などを含めた施設の利用面積であり、施設間の通路等の面積は除いた。また、施設内に2段以上のベッドや棚により鉢もの類を栽培したときは、鉢が占有していたベッドや棚の延べ面積とした。

(5) 収穫面積

球根類及び鉢もの類については、作付面積のうち、収穫・出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積は除いた。

(6) 出荷量

収穫された花きのうち販売に供されたものの量をいい、育成中の球根及び苗類は含まない。

(7) 集出荷団体

生産者から花きの販売の委託を受けて花きを出荷した総合農協、専門農協又は有志で組織した任意組合をいう。

ア 総合農協

農業協同組合法で定められた農業協同組合のうち、一般に組合の行った事業が信用事業

とその他の事業（共済、購買、販売、営農）を兼営した単協をいう。

イ 専門農協

農業協同組合法で定められた農業協同組合のうち、一般に組合の行った事業が特定作目を対象とし、あるいは1事業に限定されていた農協をいう。

ウ 農事組合法人

農業協同組合法で定められた農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ったもので農業生産は行わない法人をいう。

エ 任意組合

個別生産者によって組織された花きの出荷を行った(7)のア～ウ、(8)及び(9)以外の団体（法人、非法人は問わない。）をいう。

なお、任意組合のうち、名目的な集出荷団体もここに含めた。

(8) 集出荷業者

産地で生産者などから花きを集めて出荷した産地仲買人、又は産地問屋等をいい、産地集荷市場に上場されたものを買取って再び他市場に出荷することを主とした業者も含めた。

(9) 個人出荷農家等

個人出荷農家、協業経営体及び会社をいう。

ア 個人出荷農家

直接卸売市場等へ花きを出荷した農家をいう。

なお、ここでいう農家には、家族経営が法人形態（有限会社等）となっていた1戸1法人の農家を含めた。

イ 協業経営体

法人格の有無にかかわらず、2戸以上の世帯が農業経営に関係し、栽培、販売、収支、決算、利益の配分までを一貫して共同で行ったものをいい、農地法（昭和27年法律第229号（以下、同じ。））上の手続きを経て農地を取得していた農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社をいう。

なお、ここでいう農事組合法人は、農業協同組合法で定められた農業経営を行ったいわゆる2号法人並びに農業経営とこれに附帯する施設の設置又は農作業の共同化をあわせて行ったものをいう。

ウ 会社

農地法上の適用を受けていない土地（既存の工業用地等）で農業経営を営んでいた会社組織をいう。

3 利用上の注意

(1) 全国農業地域等の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域等の区分とその範囲は、次のとおりである。

全国農業地域名等	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 全国農業地域の東北、北陸、近畿及び九州の所属府県と東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の所属府県は、同じである。

(2) 数値のラウンドについて

本書に掲載した栽培農家数、作付（収穫）面積及び出荷量の統計数値は、各表章単位（戸、a、1,000本（球、鉢））に基づき以下の基準によりラウンドを行ったので、都道府県別数値の積上げと全国計あるいは合計と内訳が一致しない場合がある。

原 数		7 けた以上 (100万)	6 けた (10万)	5 けた (万)	4 けた (1 000)	3 けた 以 下 (100)
ラウンドするけた（下から）		3 けた	2 けた		1 けた	ラウンド しない
例	ラウンドする前（原数）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	ラウンドした数値（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(3) 栽培農家数については、それぞれの実戸数である。

(4) 統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「 - 」： 事実のないもの

「...」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「0」： 単位に満たないもの

「X」： 秘密保護上公表しないもの

(5) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

電話 03(3502)8111 内線2834、2839

03(3591)4604 (直通)